

事務事業名	障がい者相談支援事業				担当	健康福祉部 社会福祉課 障がい福祉係			
政策名	C	思いやりと安心に満ちたみんな元気なまちづくり				増補版施策名	III-6 障がい者のための地域生活支援拠点等の整備		
施策名	3	障がい者の自立と社会参加の支援				■ 実施計画上の主要事業			
関連個別計画	真岡市地域福祉計画 真岡市障害者計画 真岡市障害福祉計画・真岡市障害児福祉計画					事業期間	☐ 単年度のみ		
法令根拠	障害者総合支援法						☒ 単年度繰返（開始年度 平成15 年度～）		
予算科目	1.一般会計		3.民生費		1.社会福祉費		1.社会福祉総務費		☐ 期間限定複数年度（ 年度～ 年度）
事業概要	地域で生活する障がい者やその家族からの相談に応じ、必要な情報提供や助言及び福祉サービスの利用支援を行い、併せて市町村や関係機関との連絡調整等の支援を実施する。 平成18年10月から障害者自立支援法に基づくし医長の必須事業になり、相談事業を開始し総合福祉保健センター内に障害者相談支援センターを設置し実施している。								

1. 現状把握の部 (1) 事務事業の目的と指標

① 手段（主な活動） 31年度実績 社会福祉法人「飛山の里福祉会」と業務委託契約を結び、基幹型の障害児者相談支援センターとして事業を実施。人員は4名体制。 2年度計画 前年度同様	⑤活動指標（事務事業の活動量を表す指標）の推移							
	名称		単位	28年度(実績)	29年度(実績)	30年度(実績)	31年度(実績)	2 年度(見込)
	ア 延べ相談件数		件	399	587	1,393	2,414	3,138
	イ 相談実人数		人	119	141	134	159	190
	ウ							
	エ							
	オ							
② 対象（誰、何を対象にしているのか）＊人や自然資源等 障がい者及びその家族、関係者	⑥対象指標（対象の大きさを表す指標）の推移							
	名称		単位	28年度(実績)	29年度(実績)	30年度(実績)	31年度(実績)	2 年度(見込)
	ア 身障・療育・精神手帳所持者		人	3,737	3,859	3,850	3,909	3,987
	イ							
	ウ							
	エ							
	オ							
③ 意図（この事業によって、対象をどう変えるのか） 障がい者（家族）に対する適正な支援	⑦成果指標（対象における意図された対象の程度）の推移							
	名称		単位	28年度(実績)	29年度(実績)	30年度(実績)	31年度(実績)	2 年度(見込)
	ア 相談を行った割合（相談人数/障がい者数）		%	3.2	3.7	3.5	4.0	4.7
	イ							
	ウ							
	エ							
	オ							
④ 結果（どんな結果（上位施策）に結びつけるのか） 精神的、身体的、経済的に自立してもらう。 積極的に社会参加をしてもらう。	⑧上位成果指標（結果の達成度を表す指標）の推移							
	名称		単位	28年度(実績)	29年度(実績)	30年度(実績)	31年度(実績)	2 年度(見込)
	ア 相談により自立等が図られた障がい者の割合		%	100	100	100	100	100
	イ							
	ウ							
	エ							
	オ							

(2) 総事業費の推移			単位	28 年度(実績)	29 年度(実績)	30 年度(実績)	31 年度(実績)	2 年度(見込)	
投入量	事業費	財源内訳	国庫支出金	千円	0	2,967	11,811	15,172	15,468
			県支出金	千円	0	1,483	5,905	7,586	7,734
			地方債	千円	0	0	0	0	0
			その他	千円	0	0	0	0	0
			一般財源	千円	12,837	8,847	5,905	7,587	7,735
			事業費計 (A)	千円	12,837	13,297	23,621	30,345	30,937
	人件費	正規職員従事人数	人	1	1	1	1	1	
		延べ業務時間	時間	80	80	80	80	80	
		人件費計 (B)	千円	332	332	334	323	323	
		トータルコスト(A)+(B)	千円	13,169	13,629	23,955	30,668	31,260	

(3) 事務事業の環境変化・市民意見等

①この事務事業を開始したきっかけは何か？ いつごろどんな経緯で開始されたのか？	平成14年度に県から共同実施の打診があり、県と芳賀郡内市町が共同で実施する事業として県東健康福祉センター内に「芳賀地区障害児者相談支援センター」を設置し、平成15年に相談支援を開始した。 相談業務は、社会福祉法人（2法人）へ委託し、法人は社会福祉士等の資格を所持し専門的知識を有する適格な人材（2名）をセンターに派遣する。相談は、センター内・電話・家庭訪問で行い、24時間体制での相談対応を実施することになった。事業費の負担割合は、県1/2・郡内市町1/2で始まった。
②事務事業を取り巻く状況（対象者や根拠法令等）はどう変化しているか、開始時期あるいは5年前と比べてどう変わったのか？	平成18年10月から、障害者自立支援法の市町村必須事業に位置付けられ、事業費の負担割合が郡内市町の全額負担となった。 同時に、郡内市町が共同で3法人（身体、知的、精神障害者を担当）へ業務委託し、真岡市総合福祉保健センター内に相談支援センターを設置、実施した。 平成25年4月から、「障害者自立支援法」が「障害者総合支援法」となった。 平成28年4月から、市民の利便性向上のため、市単独の「真岡市障害児者相談支援センター」を設置。平成27年度以前は各町負担金で財源として計上されていたが、平成28年度からは全て真岡市負担となった。（障害者相談支援事業は交付税措置、基幹相談支援センター等機能強化事業は補助対象） 平成30年4月からは、障害児者相談支援センターを専門的かつ総合的な相談に対応する基幹型の相談支援センターとして機能させるため、別途2名を増員し、4名体制とした。
③この事務事業に対して関係者（住民、議会、事業対象者、利害関係者等）からどんな意見や要望が寄せられているか？	基幹相談の機能を拡充させたため、障害以外の相談（ひきこもり・不登校）にも対応してもらえるようになった。

2. 1 次評価の部 *原則は事後評価、ただし複数年度事業は途中評価

目的妥当性評価	①政策体系との整合性 ・この事務事業の目的は、市の政策体系に結びつくか？ ・意図することが結果（上位施策）に結びついているか？	☒ 結びついている ☐ 見直し余地がある 相談支援は、障がい者の自立と社会参加の支援に結びつく。
	②公共関与の妥当性 ・なぜこの事務事業を市が行わなければならないのか？ ・税金を投入して達成する目的か？	☒ 妥当である ☐ 見直し余地がある 障害者総合支援法に定められているので、公共関与は妥当である。
	③対象と意図の妥当性 ・対象を限定・追加すべきか？ ・意図を限定・拡充すべきか？	☒ 適切である ☐ 対象を見直す必要がある ☐ 意図を見直す必要がある すべての障がい者とその家族を対象としているので、適切である。
有効性評価	④成果の向上余地 ・成果を向上させる余地はあるか？ ・成果の現状水準とあるべき水準の差異はないか？ ・何が原因で成果向上が期待できないのか？	☒ 向上余地はない ☐ 向上余地がある 障がい者及び家族等に対し十分に周知している事業で、向上余地はない。
	⑤廃止・休止の成果への影響 ・事務事業を廃止・休止した場合の影響の有無とその内容は？	☒ 影響がある ☐ 影響がない 障害者総合支援法に基づく事業であるので、廃止・休止はできない。
	⑥類似事業との統合や連携の可能性 ・他に、類似の形態の事務事業はないか？	☐ 類似事業がある（類似の事務事業名を記載） ☒ 類似事業はない
	・類似事業がある場合、その事業と統合したり連携を図ることができるか？	☐ 他の事業と統合・連携ができる ☐ 他の事業と統合・連携できない
効率性評価	⑦事業費の削減余地 ・成果を下げずに事業費を削減できないか？ （仕様や工法の適正化、住民の協力など）	☒ 削減余地がない ☐ 削減余地がある 必要最小限の経費で実施しているので削減余地はない。
	⑧人件費（延べ業務時間）の削減余地 ・やり方を工夫して延べ業務時間を削減できないか？ ・成果を下げずに正社員以外の職員や委託でできないか （アウトソーシングなど）	☒ 削減余地がない ☐ 削減余地がある 委託事業により、必要最小限の人員で対応しているので削減できない。
公平性評価	⑨受益機会・費用負担の適正化余地 ・事業の内容が一部の受益者に偏って不公平ではないか？ ・受益者負担が公正・公平になっているか？	☒ 公正・公平である ☐ 見直し余地がある すべての障がい者とその家族を対象としているので、公平・公正である。

3. 改革・改善方向の部

(1) 改革の方向性（改革案・実行計画） ☐ 廃止 ☐ 見直し（ ☐ ：目的妥当性 ☐ ：有効性 ☐ ：効率性 ☐ ：公平性） ☐ 統合 ☒ 継続	(3) 改革・改善による期待成果 <table><tr><td></td><td></td><th colspan="3">コスト</th></tr><tr><td></td><td></td><th>削減</th><th>維持</th><th>増加</th></tr><tr><th rowspan="3">成果</th><th>向上</th><td></td><td></td><td></td></tr><tr><th>維持</th><td></td><td>○</td><td></td></tr><tr><th>低下</th><td></td><td></td><td></td></tr></table>			コスト					削減	維持	増加	成果	向上				維持		○		低下			
			コスト																					
		削減	維持	増加																				
成果	向上																							
	維持		○																					
	低下																							
(2) 改革、改善を実現する上で克服すべき課題は何か？それをどう克服していくか？																								

4. 事務事業の 2 次評価結果（事業の総括と事業の方向性）

(1) 1 次評価結果の客観性と出来具合 ☐ 記述説明不足（説明責任不充分） ☐ 評価内容が客観性を欠く ☒ 評価内容は客観的と言える																								
(2) 2 次評価者としての評価結果 ①目的妥当性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり ②有効性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり ③効率性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり ④公平性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり																								
(3) 2 次評価者として判断した今後の事業の方向性 ☐ 廃止 ☐ 休止 ☐ 目的絞込み ☐ 目的拡充 ☐ 事業統廃合 ☐ 事業のやり方改善 ☐ 予算削減 ☐ 予算増大 ☒ 現状維持（従来通りで特に改革改善をしない）	(4) その他 2 次評価会議で指摘された事項																							
(5) 改革・改善による期待成果 <table><tr><td></td><td></td><th colspan="3">コスト</th></tr><tr><td></td><td></td><th>削減</th><th>維持</th><th>増加</th></tr><tr><th rowspan="3">成果</th><th>向上</th><td></td><td></td><td></td></tr><tr><th>維持</th><td></td><td>○</td><td></td></tr><tr><th>低下</th><td></td><td></td><td></td></tr></table>				コスト					削減	維持	増加	成果	向上				維持		○		低下			
		コスト																						
		削減	維持	増加																				
成果	向上																							
	維持		○																					
	低下																							